

別紙

答申（情）第165号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年10月22日付けで本件審査請求の対象となった公文書公開請求について、その存否を明らかにしないで公開を拒否した非公開決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和6年9月27日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「〇〇〇〇〇〇のビルについて、〇〇〇〇年〇月ごろから今までの違法調査に関する調査及び先方提出書類等一切の書類及び聴取記録等」である。

(3) この請求に対して実施機関は、令和6年10月22日付けで次のとおり決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 対象公文書

〇〇〇〇〇〇のビルについて、〇〇〇〇年〇月頃から今までの違法調査に関する調査及び先方提出書類等一切の書類及び聴取記録等

イ 決定内容

非公開決定

ウ 公開しない理由

条例第10条該当

当該公文書の存否を答えること自体が、〇〇〇〇〇〇に対し県が違法調査を行ったこと（条例第7条第3項に該当）を公開することとなるので、その存否を答えることはできない。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として令和6年10月25日付けで審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、令和7年1月16日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

特定しないで請求しようとしたら職員から「〇〇〇〇〇〇」と書いてくれと言われて書いた。それがネックになり条例第7条第3項に該当し非公開とされた。本人をまどわす指導に対し謝罪と特定しない前提での公開（黒ぬり可）を求める。

(2) 審査請求の理由

県職員の誘導により非公開になった。請求者に責任はないため。建築確認申請をされていない建物に入居している人、入居しようとする人に対し有益な情報であるため、〇〇〇〇〇〇を保護する必要はない。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張は次のとおりである。

(1) 条例第10条該当性について

審査請求人は、建築基準法で定められた手続きが行われていないことは、本件建築物の入居者、または入居しようとする者に対し有益な情報であるとの主張である。

このことについては、島根県情報公開条例第7条第3号ただし書きにおいて、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが認められる情報は、非開示情報に該当しないこととされているが、当該規定を適用するには、その情報を開示することによって法人等の被る不利益を考慮してもなお、人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実が発生、又は発生する高い蓋然性が必要である。

一方、国の技術的助言において、特定行政庁は、違法行為を把握、確認した場合は、違反の態様に応じ、周囲の安全の確保等公表することの公益性と、いわゆる風評被害など所有者の財産権の保護等を比較考量した上で、原則として事実関係を公表するものとされているが、本件建築物の公表の事実はなく、これに該当しない。

このことから、本件対象公文書が存在すると仮定した場合、非公開とした本件処分は妥当である。

(2) 情報公開請求時の職員の対応について

情報公開窓口における開示請求書等の受付に当たっては、公文書を特定するために具体的に記入していただくよう求めているところである。

このことから、この情報公開に係る事務に関する県の職員の対応については、違法または不当な点はなく、改めて公開するとの判断には至らないと考える。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件請求対象公文書について

本件請求内容は、「〇〇〇〇〇〇のビルについて、〇〇〇〇年〇月ごろから今までの違法調査に関する調査及び先方提出書類等一切の書類及び聴取記録等」である。

本件請求対象公文書が仮に存在した場合、実施機関の説明によると、〇〇〇〇〇〇が所有する建築物について、実施機関が〇〇〇〇〇〇に対し建築基準法等の違反に関する調査等を行った事実に関する情報が記録されているものである。

(3) 実施機関の処分の妥当性について

ア 条例第 10 条について

条例第 10 条では、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。これは、特定個人の病歴のような個人に関する情報等、公開請求対象の公文書が存在するか否かが明らかになることにより、本来非公開として保護すべき利益が害される場合をいう。この規定を適用して公開請求を拒否することができるときは、仮に公文書が存在する場合においても、非公開情報に該当して非公開となる時のみである。また、このような拒否をすることとなる種類の公文書については、実際に公文書が存在するか否かを問わず、常に請求を拒否すべきものである。

実施機関は、本件請求対象公文書の存否を回答するだけで、条例第 7 条第 3 号の非公開情報を公開することとなるので、その存否を答えることはできないと主張している。よって、以下においては、本件請求対象公文書が仮に存在した場合の非公開情報該当性について検討する。

イ 建築基準法等について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 1 条では法の目的として「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」を定めている。

同法では、特定行政庁が法令違反のおそれがある建築物を把握した場合等、必要な限度において、特定行政庁の命令を受けた都道府県職員等は、第 12 条第 7 項に基づき、当該建築物に立ち入るとともに、建築物の所有者等に対し質問する権限が認められている。この立入り権等の行使については、その結果が必ずしも第 9 条第 1 項の規定による是正命令に結びつかなくとも、少なくとも違反又は不適合の事実が濃厚であり、立入り権等の行使によってその事実を確

かめようとする場合も、許容されると解されている。(逐条解説建築基準法編集委員会編著『逐条解説 建築基準法 [第三版]』142 頁)

また、特定行政庁は第 12 条第 5 項による報告要求権が付与されており、必要の都度、建築物の所有者等に対し報告を求めることができるとされている。

立入検査や報告要求等の結果、同法に違反することが確認された建築物については、第 9 条第 1 項において、当該建築物の所有者等に対し、違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができるとしている。本条項による命令は、違反建築物があれば必ず本項の措置を講じなければならないことを規定したものではなく、特定行政庁が本項の措置を講じないとしても直ちに法律上の責任を負うものではないと解されている。(前掲書 116-117 頁)

そして、本項による命令をした場合においては、第 9 条第 13 項により公示の義務があるが、かかる公示制度の趣旨は、法の目的である国民の生命、健康及び財産の保護を図り、第三者に不測の損害を与えることを未然に防止するために設けられた規定であると解される。(前掲書 122 頁) また、同法では、違反建築物に対し、前記命令による場合を除いて公示を行う旨の規定を置いていない。

さらに、以上の法の趣旨に従い、国土交通省の通知文書（平成 18 年 5 月 11 日付け国住指第 541 号「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」）。以下「国の技術的助言」という。）では、違反行為等に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について、「違反事実が確認された場合には、是正指導を行い、指導に従わない場合は、建築基準法第 9 条に基づき是正命令を発する」といった段階的な措置の仕組みや、「違反の態様に応じ、周囲の安全の確保等公表することの公益性といわゆる風評被害など所有者の財産権の保護等を比較考量した上で原則として事実関係を公表する」との基準が示されている。

ウ 条例第 7 条第 3 号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行う者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。

また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益を与えることにはならなくても、公開する

ことにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

エ 条例第7条第3号の該当性について

特定事業者が所有する建築物が違法建築物であるという情報は、一般的に事業者にとって不利益な情報であるといえる上、実施機関の前記4(1)の説明によると、本件建築物の公表の事実はないとのことであるから、本件存否情報は、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例第7条第3号本文の法人等情報に該当する。なお、非公開決定通知書における「第3項」とあるのは「第3号」と記載すべき誤りである。

オ 条例第7条第3号ただし書き該当性について

本号ただし書きは、本号本文に該当し、通常は非公開とされる法人等の情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報については、公開しなければならないとしたものである。なお、このことは、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、人の生命、健康、生活又は財産の保護に関し現実に支障が生じ、又は将来生ずるおそれがある場合に、公開する利益とそれによって受ける不利益を十分に検討した上で判断すべきものである。

前記5(3)イのとおり、建築基準法に違反することが確認された場合、特定行政庁である実施機関は、同法等で定める基準に違反していることをもって、必ず是正命令の措置を講じるべき法律上の責任を負うものではなく、違反の状況に応じて段階的な措置を取るものとされている。

また、同法は、是正命令等の措置以外の場合においては、公示を認める規定は定められておらず、違反建築物等について一律に公示することは予定していない。

加えて、同法の目的、趣旨に基づき定められている国の技術的助言において、違反行為を把握、確認した場合は、違反の態様に応じ、周囲の安全の確保等公表することの公益性と風評被害など所有者の財産権の保護等を比較考量した上で原則として事実関係を公表するものとされている。そして、実施機関においては、この国の技術的助言に従った運用を行っている。

これを本件決定についてみると、同法第9条第1項に基づく是正命令等の措置や公表の事実がない中で、その上でなお、本手続きにおいて、人の生命、健康、生活又は財産等を保護するために当該情報を公開することが必要であると判断されるような事情が認められないため、本号ただし書きには該当しない。

カ 存否応答拒否の適否について

先に検討したとおり、本件請求対象公文書が仮に存在するとした場合、条例第7条第3号の非公開情報に該当すると認められる。

そして、本件公開請求のあった公文書は、〇〇〇〇〇〇が特定行政庁から法令違反に関する調査を受けた事実及びその建築物に違反があるか否かが明らかになる情報であり、その存否を回答するだけで、非公開情報を公開することになる。

したがって、実施機関が、条例第10条に該当するとして存否応答拒否を行ったことは妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件対象公文書名に特定の事業者名を記載したのは、審査請求人が公開請求時に事業者名を特定しないで公開請求しようとしたところ、特定の事業者名を記載するよう実施機関の職員の誘導があったためであり、実施機関の決定内容に納得できない旨主張する。

一方、実施機関は、前記4(2)のとおり、情報公開窓口における公開請求書の受付に当たっては、公文書を特定するために具体的に記入するよう公開請求者に求めており、本件における職員の対応については、違法または不当な点はなく、改めて公開するとの判断には至らないと主張している。

公開請求を拒否するときは、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにしたうえで拒否することが原則であり、公開請求者にとっては、同じ非公開決定であっても、文書の存否さえ明らかにされない存否応答拒否よりも、存在又は不存在を前提とした非公開決定の方が望ましいことは言うまでもない。しかし、公開請求の方法については、条例第6条に基づき、公文書の公開を請求しようとするものは、公開請求書に公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項を記載することが求められており、特定個人の病歴等に関する公開請求がなされた場合のように、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなることが明らかな場合とは本件公開請求は異なることから、本件公開請求時の実施機関の対応に特段不適切な点があるとはいえず、審査請求人の主張は認められない。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第187号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 7年 1月16日	実施機関から島根県情報公開・個人情報保護審査会に対し諮問
令和 7年 7月17日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 8月 8日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 7年 9月16日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 7年10月16日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 7年11月27日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 7年12月18日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 8年 1月15日 (審査会第7回目)	審議 (第2部会)
令和 8年 1月29日 (審査会第8回目)	審議
令和 8年 2月25日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
松尾 澄美	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会